

第二種協定指定医療機関の指定基準について ①

■第二種協定指定医療機関（発熱外来の実施）とは

○通知又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所

■第二種協定指定医療機関（発熱外来の実施）の指定基準

- ①当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ②当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができること、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること
- ③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること

第二種協定指定医療機関の指定基準について ②

■第二種協定指定医療機関（外出自粛対象者に対する医療の提供）とは

- 通知又は医療措置協定に基づき、外出自粛対象者に対する医療※₁を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者

※₁: オンライン診療その他の感染症法第44条の3の2第1項(感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は感染症法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療

■第二種協定指定医療機関（外出自粛対象者に対する医療の提供）の指定基準

【病院又は診療所】

- ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること

【薬局】

- ① 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること

【指定訪問看護事業者】

- ① 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること
- ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること